

こんなことを見つけたときは お知らせください

1 県自然環境保全地域、自然公園などにおける自然破壊

兵庫県では、豊かな自然を守るため、自然を守るべき地域を県環境保全地域、環境緑地保全地域、自然公園などに指定して、開発や森林の伐採^{ばっさい}などの規制を行っています。

また、巨木や特異な地形など、学術的に貴重なものや地域のシンボルとして貴重なものを天然記念物や郷土記念物に指定してその保全を図っています。

このような豊かな自然、貴重な巨木などは大切にしなければいけません。

(1) 土石の採取、土地の開墾^{かいこん}、森林の伐採^{ばっさい}などによる自然破壊

県自然環境保全地域、環境緑地保全地域及び自然公園などに指定された地域内において開発行為を行う場合は、自然環境を守るため、許可や届出が必要とされています。

指定地域においてつぎのような行為が原因で、その自然がひどく汚されたり、壊されたりしているを見つけたときは、お知らせください。

- ・土地の造成などによる大規模な土地の形状変更
- ・大規模な森林の伐採^{ばっさい}



(2) 植物の採取や動物の捕獲^{ほかく}

最近、一部の業者やマニアなどの乱獲により、貴重な野生生物が減少したり、野生植物の群生地が消滅したりしています。これらを防止するため、県自然環境保全地域の野生動植物保護地区や自然公園の特別保護地区などの制度を設け、動植物を捕まえたり、採ったり、また、殺したり、傷つけたりといった行為の規制を行って

います。

指定地区内において、野生植物の採取や野生動物の捕獲^{ほかく}が原因で、自然が破壊されているのを見つけたときはお知らせください。

(3) 四輪駆動車、オフロードバイク、スノーモビルなどの乗り入れ

最近、四輪駆動車、オフロードバイクなどの乗り入れによる自然破壊が問題になっています。このため、県自然環境保全地域、環境緑地保全地域及び自然公園内の山野に車馬乗り入れ規制区域を設け、区内における乗り入れの規制を行っています。

指定地域内において、四輪駆動車、オフロードバイク、スノーモビルなどの乗り入れが原因で、貴重な自然が破壊されているのを見つけたときは、お知らせください。



(4) 天然記念物や郷土記念物の改変

天然記念物や郷土記念物に指定されますと、その保全に影響のある行為は原則として禁止されます。

次のような行為により、天然記念物や郷土記念物が損傷を受けているのを見つけたときは、お知らせください。

- ・巨木の枝を折ったり、樹皮を傷つけるような行為
- ・地形・地質を壊したり、変えてしまう行為
- ・湿原に入り込んだり、動植物を捕まえたり、採ったりする行為

こんなときは

お知らせいただくようお願いしている情報には多くの種類がありますが、ゴミの不法投棄^{とうき}、廃棄物関係^{はいき}の情報は含んでいません。

もし、このようなことを見つけたときは、いままでと同様、ゴミなどの問題を扱っている窓口^{まどぐち}に直接お知らせください。

2 違法な狩猟、鳥獣の飼養・販売

野生の鳥や獣の保護を目的とした法律として「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」が定められ、この法律に基づき、狩猟の規制が行われています。

違法な狩猟を見つけたときは知らせてください。

(1) 狩猟鳥獣以外の鳥や獣の捕獲・殺傷および飼養・販売

環境庁長官が定める狩猟鳥獣以外の鳥や獣を捕まえたり、殺したりすることは禁止されています。

また、狩猟鳥獣以外の鳥や獣は市町長が発行する飼養許可証がなければ、これを飼ったり、売ったりすることも禁止されています。

狩猟鳥獣以外の鳥や獣を捕まえたり、殺したり、また、飼ったり、売ったりしているのを見つけたときは知らせてください。

狩猟鳥獣はつぎの47種です。

ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ウズラ、コジュケイ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）、キジ、コウライキジ、バン、ヤマシギ（アマミヤマシギを除く）、タシギ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、ムクドリ、ノウサギ、タイワンリス、シ



キジ

マリス、クマ（兵庫県では捕獲禁止）、ヒグマ、タヌキ、キツネ、テン（ツシマテンを除く）、オスイタチ、アナグマ、イノシシ（イノブタを含む）、シカ、ヌートリア、ハクビシン、ミンク、アライグマ、ノイヌ、ノネコ

（ヤマドリの販売については、許可が必要です）

(2) 狩猟期間以外の狩猟

環境庁長官が定める狩猟期間以外の狩猟は禁止されています。

狩猟期間以外に狩猟を行っているのを見つけたときは、知らせてください。

狩猟期間は兵庫県では毎年11月15日から翌年2月15日までです（ただし、狩猟期間外でも、農林作物に被害を与える有害鳥獣の特別駆除を行っている場合があります）。

(3) かすみ網の使用など、違法な狩猟

鳥獣^{ちようじゆう}の生息に影響の大きい、一定の狩猟方法は禁止されています。特に、かすみ網については、それを使うだけでなく、持っていることも売っていることも禁止されています。

次にあげるような方法で狩猟をしていたり、かすみ網を持っていたり、売っていたりしているのを見つけたときは知らせてください。

禁止された狩猟方法の例

- ・ 飛行機、自動車、モーターボートの上から銃を使用する方法
- ・ 空気散弾銃を使用する方法
- ・ かすみ網を使用する方法
- ・ つりばり、またはとりもちを使用する方法
- ・ 弓矢を使用する方法
- ・ キジ笛を使用する方法
- ・ ヤマドリ、キジおよびコウライキジ^{ほかく}を捕獲するため、テーブルコーダーなどを使用する方法



かすみ網

(4) 狩猟禁止地区における狩猟

次に掲げる地区内においては、狩猟が禁止されています。

- ・ 鳥獣保護区^{ちようじゆう}
- ・ 休猟地
- ・ 銃猟禁止区域（銃を使用した狩猟のみ）
- ・ 公道
- ・ 公園その他これに類する場所
- ・ 社寺境内
- ・ 墓地

このような場所で狩猟を行っているのを見つけたときは、知らせてください。